

“プラスチック製容器包装の出し方” について「ご確認」と「お願い」

平成 26 年度から分別品目となった「プラスチック製容器包装」については、皆様のご協力により、毎月約 14 トン（年間約 160 トン）を分別回収できており、“資源の有効活用” “ごみ減量” に大きな成果があがっています。

しかし、ほとんどの皆様が適正な分別で出していただいておりますが、一部不適合物の混入が見られますので、次のことについて今一度ご確認いただき、適正な分別・出し方にご協力をお願いいたします。



年間収集量の 160 トンをパッカー車に換算すると、約 100 台分のごみを減量することができています！

プラスチック製容器包装の分別徹底について

●分別対象となる2つの条件を必ず確認して下さい。

① プラマーク（プラスチック製容器包装） の表記がある。

② 汚れや異物を完全に除去 して出す。

※この条件を満たさない物は“燃やすごみ”に出してください。



←
プラ
マ
ー
ク

●「プラマーク」の表記があっても、汚れや異物の除去に手間がかかるものは、

無理せず“燃やすごみ”として処分してください。

※汚れや異物が少しでも残っていると資源化することができません。



【“燃やすごみ”として出すよう推奨している物（一部）】

○弁当の容器 ○マヨネーズの容器 ○チューブ式容器



○油の容器



○洗剤の容器

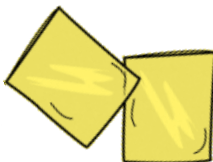
（ボトル式・詰替え容器）



○レトルト食品容器

○お菓子や調味料などの個包装

○納豆パック



♪市がおすすめする分別の目安♪

豆腐のパックなどは簡単な水洗い程度で出すことができます。

これを分別の目安にはいかがでしょうか♪

これだけでも十分ごみ減量に効果があります♪



※裏面もご確認下さい。

●多くの不適合物が混入されています。

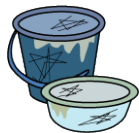
市民の皆様から集めた「プラスチック製容器包装」の中には、リサイクルできない不適合物が混入されています。実際に不適合物として混入していたものの中で、多く混入されているものを紹介します。

【商品そのものがプラスチック製のもの（プラマークなし）】



※プラスチック製の食器やファイル、プラスチックケースなどは、容器包装以外のプラスチックのため、出すことができません。これらは「燃やすごみ」に出してください。

《例》バケツ、洗面器、食品タッパー、CD ケース、おもちゃ、文房具 など



【「紙製」のカップ麺容器】



※一部のカップ麺の容器は「紙製」のものがあります。必ず、「プラマーク」の表記を確認してから出してください。

※このマークは容器が紙でできていることを表していますが、古紙としてリサイクルできないので、「燃やすごみ」に出してください。

【ペットボトル】



※このマークは「ペットボトル」のマークです。「プラスチック製容器包装」とは別にリサイクルします。「ペットボトル」に出してください。

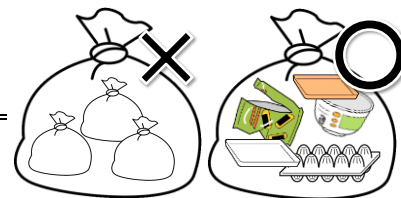
※「ペットボトル」はふたとラベルをとりはずし、中を洗い、軽くつぶして出してください。

出し方についてのお願い

●できるだけ1つの袋にまとめて入れて下さい。

市民の皆様から収集した「プラスチック製容器包装」はその後の中間処理過程で袋を破碎して中身を全て取り出しています。

破碎する袋の数を減らすことで、作業効率も上がりますので、できるだけ1つの袋にまとめて出して下さい。



●クリーニングの袋は使用できません。

以前、「レジ袋等がない場合は“クリーニングの袋”を代用して下さい。」とお知らせしていましたが、処理業者より「“クリーニングの袋”は“プラスチック製容器包装”の対象ではない。」との指摘を受けました。

今後、「クリーニングの袋」については「燃やすごみ」に出して下さい。

【お問い合わせ先】

瀬戸内市役所 生活環境課（市役所本庁1階） ☎0869-22-1899